

可処分所得を増やし、 組合員を守る **3** つの安心

株式会社FPユニオンLabo

ファイナンシャル・プランナー

八木澤 浩司

著作権について

本資料において掲載されているすべての内容の著作権は、当社に帰属するか、当社が著作権者より許諾を得て使用しているものです。

著作権法および関連法律、条約により、私的使用など明示的に認められる範囲を超えて、本資料の掲載内容（文章、画像、映像など）の一部およびすべてについて、事前の許諾なく無断で複製、転載、送信、放送、配布、貸与、翻訳、変造することは、著作権侵害となり、法的に罰せられることがあります。

このため当社および著作権者からの許可無く、掲載内容の一部およびすべてを複製、転載または配布、印刷など、第三者の利用に供することを禁止します。

本資料の転載、複製をご希望の場合、無償または有償にてご提供できる場合もありますので、下記連絡先まで事前にご一報いただけるようお願いいたします。

問い合わせ先：株式会社FPユニオンLabo TEL03-3263-8558

セミナー不参加者への資料配布はお断りさせて頂いています。

セミナーに参加されていない方に資料を配布することは、誤解を招く可能性があることから、原則、禁止させて頂いています。ご理解のほど、よろしくお願い致します。

※本資料は研修資料です。保険募集を目的に活用することを固く禁じます。

- 株式会社FPユニオンLabo 執行役員
- 大学卒業後、自治労青森県職労の書記として19年間勤務教育宣伝部、賃金調査部、共済部を担当。
- 労働組合の目的である組合員の「賃金・労働条件の維持・向上」「福利厚生充実」「可処分所得の向上」などの活動を通じて、共済推進運動においてFP知識の必要性を痛感し、資格を取得を決意。
- 退職後共済移行説明会でのセミナー講師、単組内での個別相談、FP資格取得講座の講師経験を経て、働く人の立場に立ったファイナンシャル・プランニングを広めていくことを意識する。
- 組合員のため、労働組合の組織強化のために、ファイナンシャル・プランナーの視点から活動を応援している。

【出身地】青森県弘前市

【学歴】弘前大学

【趣味】読書（長期の休みがある時は長編小説に挑戦）

【保有資格】

CFP®ファイナンシャル・プランナー

1級ファイナンシャル・プランニング技能士

1級DCプランナー（企業年金総合プランナー）



やぎさわ こうじ
八木澤 浩司

株式会社FPユニオンLabo

東京都千代田区麹町4-3-30 麹町MKビル4F

【TEL】03-3263-8558 【Mail】info@fpunionlabo.com

【HP】<http://fpunionlabo.com/>



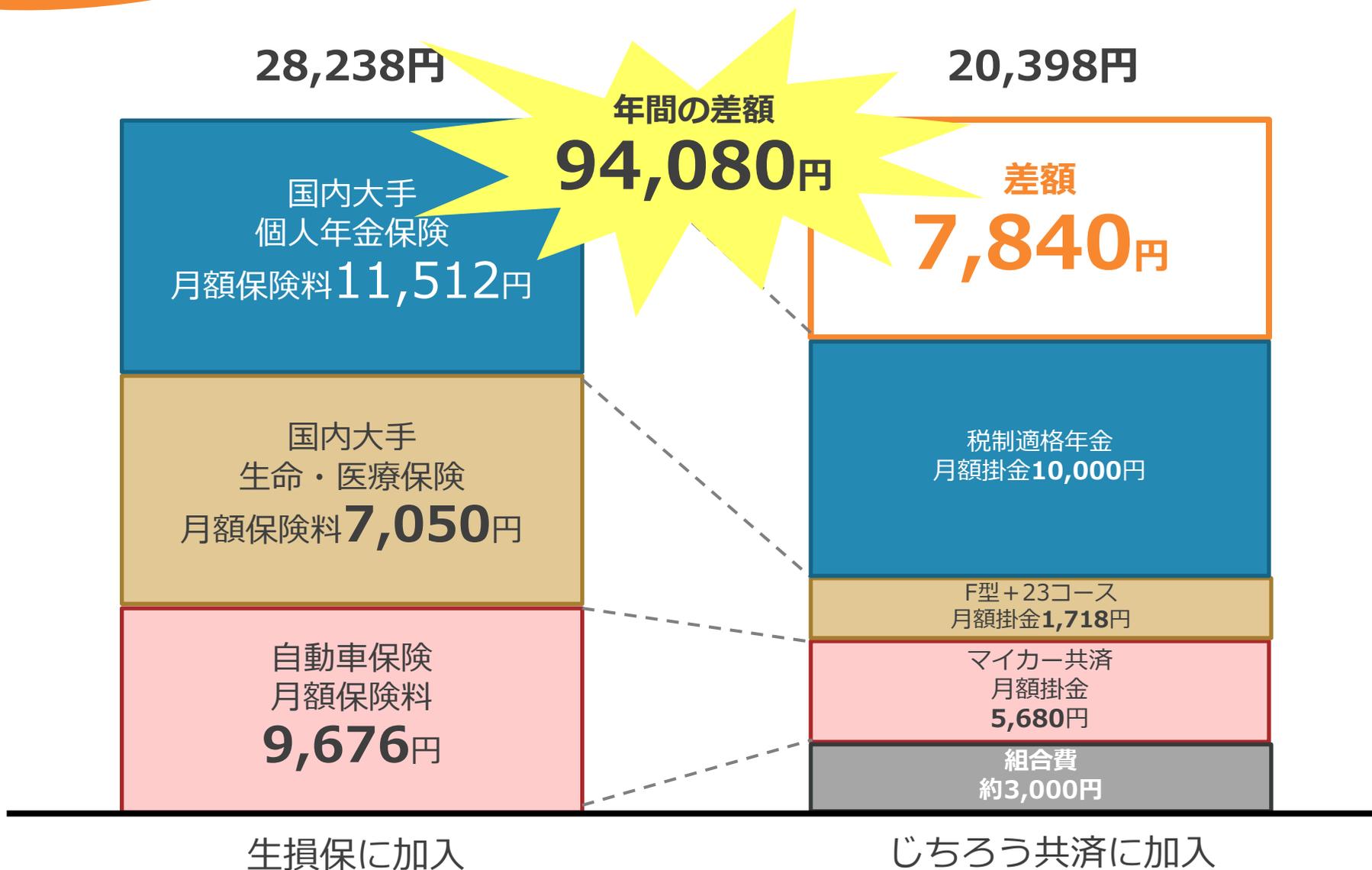
【お役立ち情報かわら版登録(無料)】

<https://q.bmv.jp/bm/p/f/tf.php?id=fpunionlabo>



ネックと思うな
組合費！

組合加入で可処分所得は増える



※上記掛金はFPユニオンLaboの独自調査により算出しております。

※一定のデータに基づいて、保険料は概算値で算出。よって、正確性を保証するものではありません。 ※組合費は基本給の金額によって変わります。

※普通・小型乗用車／運転者年齢条件：21歳以上補償／運転者限定特約：本人・配偶者限定／対物・対人：無制限／人身傷害：5,000万円／車両損害補償：なし／弁護士費用等補償特約：あり／適用等級：10等級

※F型+23コースの月額掛金1,718円は本則掛金で記載しています。

安心 その **1**

失職防止の取り組みがあるのは
じちろうマイカー共済のみ！



失職で人生は
大きく変わってしまう！

可処分所得向上のために じちろうマイカー共済は効果的！

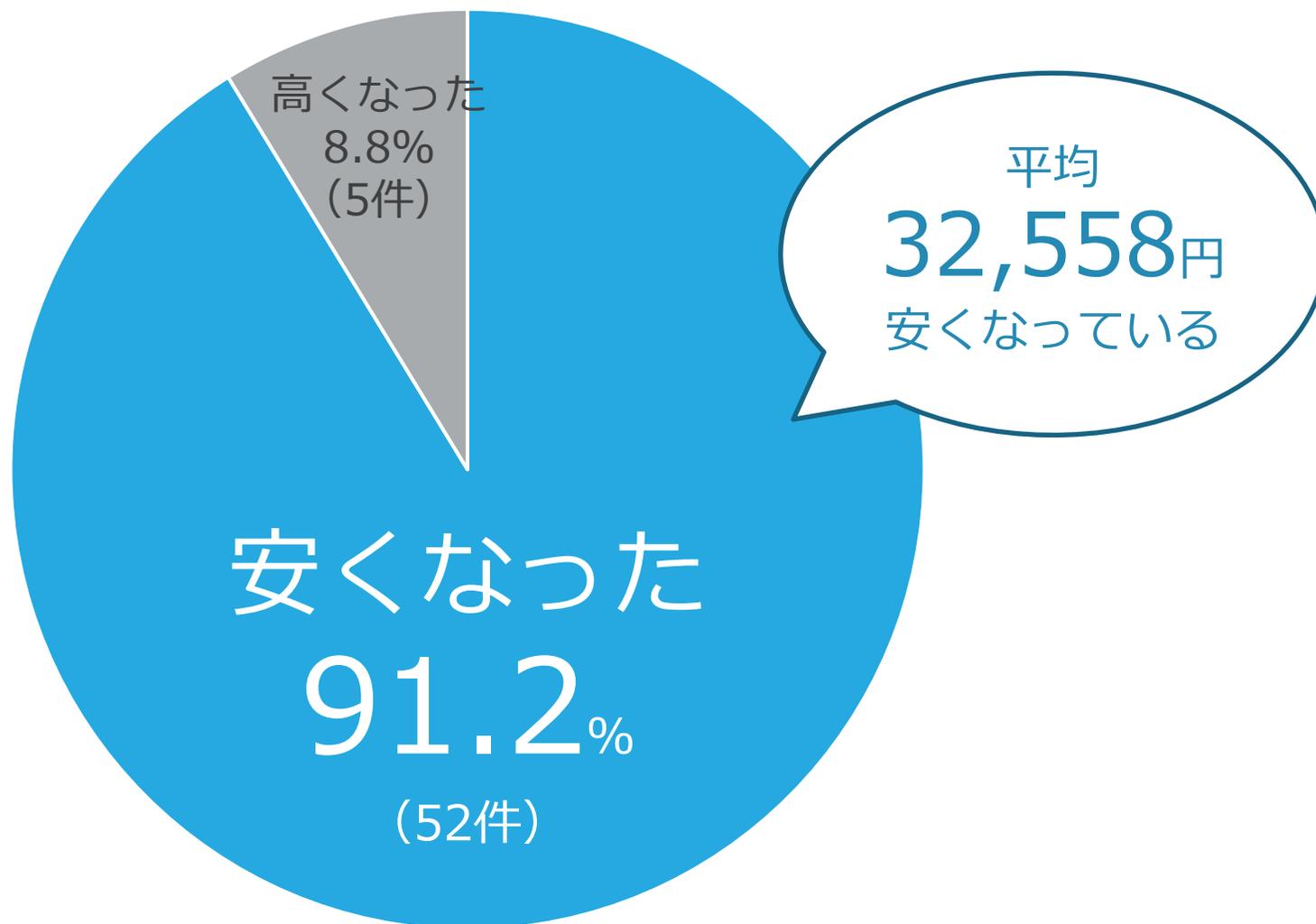
- 現在加入している他社の自動車保険（共済）と同じ補償内容で設計できる
- 等級が引き継げる
- 見積もりがカンタン・スピーディー 等



同居家族の車も含め、
車に乗っている人なら
誰でも、すぐに

見直しできる

じちろうマイカーに見直した結果



※某市職労の2022年1月～2023年3月30日の実績

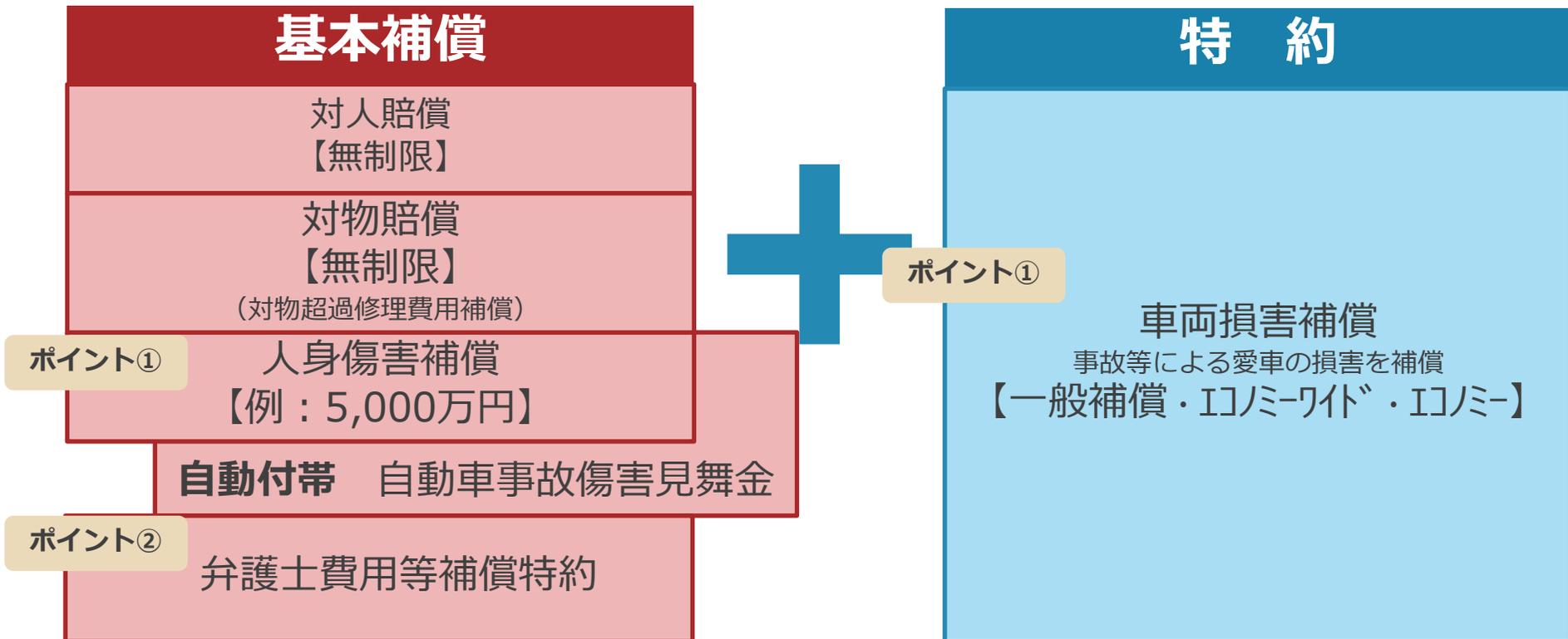
スムーズな自動車事故解決に向けて

ポイント① 人身傷害補償と車両損害補償

過失割合について相手方と交渉が難航するリスクが少なくなることが期待できる。

ポイント② 弁護士費用等補償特約

弁護士への依頼で必要となる費用（300万円まで※）を払ってくれる。※被共済者1名につき自動車（二輪・原付を含む）および自転車の事故、それ以外の「交通事故」が対象。法律相談費用は10万円を限度に別枠で補償（一部対象外あり）。



じちろうマイカー共済と損保等との掛金・保険料比較

運転者年齢条件：35歳以上補償（じちろうマイカー共済）、30歳以上補償（J損保、S損保）／弁護士費用特約：あり／
 主たる被共済者年齢区分：40歳以上50歳未満／ゴールド免許割引：あり（J損保、S損保）／対物・対人：無制限／
 人身傷害：5,000万円／車両補償（免責10万円）：160万円（NBOX）、250万円（プリウス）／
 年間走行距離：11,000km以下（S損保）／使用目的：日常・レジャー（J損保）、家庭用（S損保）

弁護士費用等補償特約付き！
（賠償対応補償付）

		じちろうマイカー共済(A)	J 損保 (B) (代理店系損保)		S 損保 (C) (11,000km以下) (ネット系損保)	
		職域掛金 (円)	保険料 (円)	掛金比 (B/A)	保険料 (円)	掛金比 (C/A)
N B O X	6 等級	75,180	109,776	146.0%	67,100	89.3%
	1 0 等級	39,520	71,544	181.0%	52,110	131.9%
	1 3 等級	34,720	66,216	190.7%	47,840	137.8%
	1 7 等級	31,280	61,968	198.1%	44,430	142.0%
	2 0 等級	26,480	53,484	202.0%	34,710	131.1%
プ リ ウ ス	6 等級	82,140	138,828	169.0%	77,420	94.3%
	1 0 等級	46,450	91,848	197.7%	61,190	131.7%
	1 3 等級	40,760	84,660	207.7%	56,080	137.6%
	1 7 等級	36,700	78,912	215.0%	51,980	141.6%
	2 0 等級	31,010	67,392	217.3%	40,550	130.8%

※S損保はインターネット割引適用、6等級以外は無事故割引適用。

※じちろうマイカー共済の掛金は、2025年4月改定前の掛金です。

じちろうマイカー共済と損保等との掛金・保険料比較

運転者年齢条件：35歳以上補償（じちろうマイカー共済）、30歳以上補償（J損保、S損保）／弁護士費用特約：あり／
 主たる被共済者年齢区分：40歳以上50歳未満／ゴールド免許割引：あり（J損保、S損保）／対物・対人：無制限／
 人身傷害：5,000万円／車両補償（免責10万円）：240万円（セレナ）、320万円（アルファード）／
 年間走行距離：11,000km以下（S損保）／使用目的：日常・レジャー（J損保）、家庭用（S損保）

		じちろうマイカー共済(A)	J 損保 (B) (代理店系損保)		S 損保 (C) (11,000km以下) (ネット系損保)	
			職域掛金 (円)	保険料 (円)	掛金比 (B/A)	保険料 (円)
セレナ	6 等級	79,770	115,380	144.6%	72,750	91.2%
	1 0 等級	41,880	76,860	183.5%	56,250	134.3%
	1 3 等級	36,770	71,064	193.3%	51,600	140.3%
	1 7 等級	33,130	51,864	156.5%	47,890	144.6%
	2 0 等級	28,030	47,880	170.8%	37,370	133.3%
アルファード	6 等級	111,960	159,336	142.3%	102,970	92.0%
	1 0 等級	58,420	104,376	178.7%	78,800	134.9%
	1 3 等級	51,210	96,060	187.6%	72,060	140.7%
	1 7 等級	46,060	89,364	194.0%	66,670	144.7%
	2 0 等級	38,860	75,996	195.6%	51,410	132.2%

弁護士費用等補償特約付き！
(賠償対応補償付)

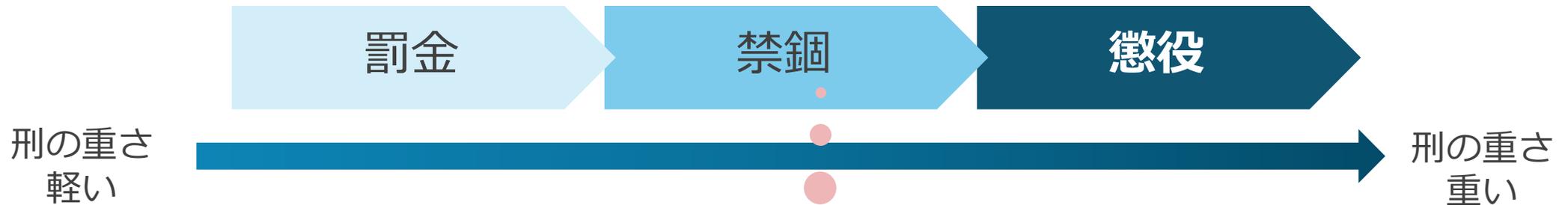
※S損保はインターネット割引適用、6等級以外は無事故割引適用。

※じちろうマイカー共済の掛金は、2025年4月改定前の掛金です。

もし、公務員が交通事故を起こしたら…

懲役と禁錮が
「拘禁刑」
に一本化！
2025年6月1日施行。

刑事上の責任と公務員の身分



自治体職員が交通事故などで起訴され「禁錮」以上の刑に処せられた場合、特別な条例（分限に関する条例／失職の例外）がない限り「失職」する。

失職すると〇〇〇を失います

公務員としての身分・収入

退職手当

生活が
破綻する
危険性

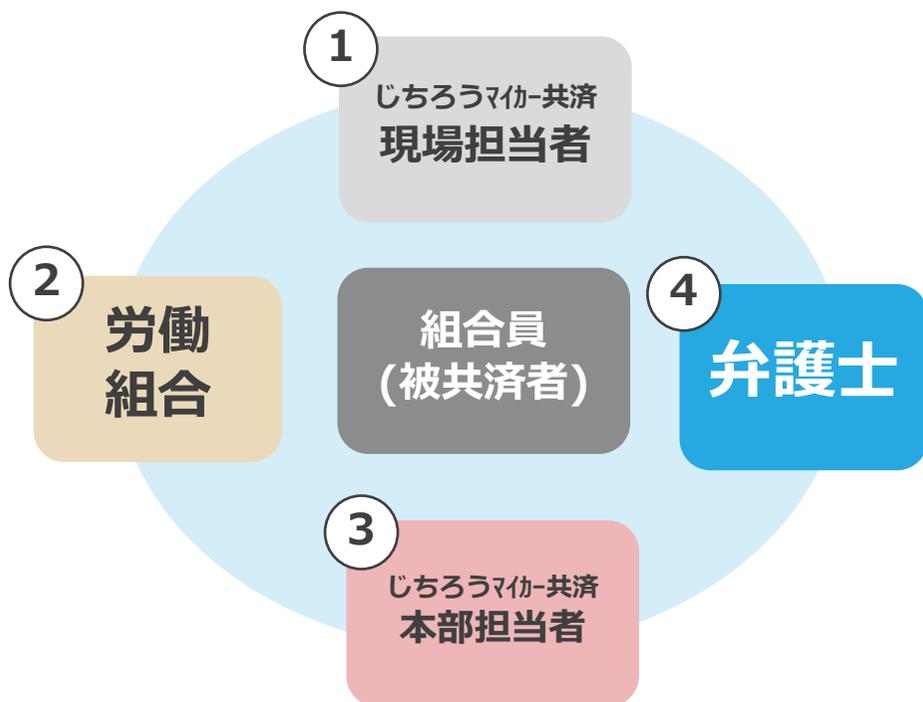
じちろうマイカー共済の取り組み

組合員（被共済者）が重大事故を起こした際、組合員の失職を防ぐ取り組みを行う

弁護士費用等補償特約
(賠償対応補償付)

失職防止の取り組みを制度化している

組合員のサポート体制



- ① **現場担当者**：示談交渉・嘆願書の取付を担当する。示談書・嘆願書の提出は組合員の処分に重大な影響を与えるので、現場担当者は極めて重要な役割を担う。
- ② **労働組合**：当局との連絡調整や職場嘆願書を取得する。また、万一に備えて分限条例の適用に関する準備・交渉を行う。
- ③ **本部担当者**：事案全体をコントロールし、弁護士との仲介役や現場担当者・労働組合へアドバイスをを行う。
- ④ **弁護士**：それぞれから提出された書類・情報を集約し、検察庁へ上申書を提出する。上申書の良し悪しは組合員の処分に大きな影響を与える。

(参考) 職員の分限に関する条例の違い

〇〇市職員の 分限に関する条例 (一部抜粋)

平成6年12月22日

(失職の特例)

第8条 任命権者は、法第16条第1号に該当するに至った職員のうち、**その罪が過失によるものであり、かつ、刑の執行を猶予された者**については、情状によりその職を失わないものとするができる

2 前項の規定により、その職を失わなかった職員がその刑の執行猶予を取り消されたときは、その日においてその職を失うものとする。

職員の分限に関する手続 及び効果等に関する条例 (一部抜粋)

平成7年10月1日

(失職の例外)

第8条 任命権者は、**公務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行を猶予された職員**について、情状を考慮して特に必要と認めるときは、その職を失わないものとするができる。

2 前項の規定によりその職を失われないものとされた職員がその刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その職を失う。

〇〇市職員の 分限に関する条例 (一部抜粋)

平成3年3月15日

(失職の例外)

第6条 任命権者は、**公務遂行中の交通事故により禁錮又は懲役の刑に処せられた職員で、その刑の執行を猶予されたもの**については、情状により、その職を失わないものとするができる。

2 前項の規定により、その職を失わなかった職員が、刑の執行猶予を取り消されたときは、その職を失う。

安心 その 2

生命も医療もオールラウンドにカバー
団体生命共済が
最強と言える訳（わけ）



人生で備えたい保障の例

目的	保障の種類	保険の区分
万一の際の遺族保障を一時金で備える保障	死亡保障	定期保険
万一の際の遺族保障を年金形式（分割）で備える保障	収入保障	収入保障保険
けがや病気による入院や手術の費用に備える	医療保障	医療保険
がん備える	がん保障	がん保険
退職後の生活に備える	年金保障	個人年金保険
けがや病気で仕事ができない状況に備える	所得補償	就労不能保険

皆さんの備え方例



じちろう共済
団体生命共済

じちろう共済
長期共済・
税制適格年金

全労済ウィック
団体長期障害
所得補償保険

※上記の保障の種類はあくまでも一例です。年齢や家族構成によって必要な保障は異なります。

オールラウンドの保障が1つに！団体生命共済



ネット保険と団体生命共済 F 型の掛金の違い

ネット生損保を 4 社組合せ

死亡・ 高度障害	600万円	S社 A社 P社 A社 T社
不慮の事故による死亡	1,200万円	
不慮の事故による 身体障害	60万円～600万円 6級～1級（ザックリしてる）	
入院日額： 60日	3,000円	
通院日額	1,500円	
成人病入院日額	0円	
手術	3万円	
がん診断	0円	
上皮内がん	0円	
先進医療	1,000万円	

	35歳の掛金	45歳の掛金	55歳の掛金
男性：	2,246円	3,285円	5,818円
女性：	1,906円	2,650円	4,049円

団体生命共済 F 型
※主な保障を抜粋して記載

死亡・ 重度障害	F型 医療23コース	600万円
不慮の事故・感染症による死亡		1,200万円
不慮の事故による 身体障害		24万円～600万円 14級～1級（細分化してる）
入院日額： 180日		3,000円
通院日額		1,500円
成人病入院日額 (5日目～360日分)		3,000円
手術		3・6・12万円
がん診断		60万円
上皮内がん		6万円
先進医療		1,000万円

	35歳の掛金	45歳の掛金	55歳の掛金
男性：	1,718円	2,302円	3,736円
女性：	1,814円	2,424円	3,136円

※ 経過措置以降(2026年～)の掛金

30歳以下の組合員へおススメ！ 節税と運用益をふまえた団生C型 + 税適の推進例①

23歳男性が、C型(390円) + 医療23コース(938円) + 税制適格年金(月5,000円)に30歳までの8年間加入した場合

- ・ 団生C型 + 税適の合計掛金(23~30歳) : 607,488円 . . . ①
- ・ 税適の合計掛金(23~30歳) : 480,000円 . . . ②
- ・ 生命保険料控除の合計額(23~30歳) : 52,920円 . . . ③
- ・ 税適の運用益(積立年数8年) : 10,300円 . . . ④

税適掛金は
積立として
考える

$$\textcircled{1} - \textcircled{2} - \textcircled{3} - \textcircled{4} = 64,268 \text{円}$$

1ヵ月あたりの団生C型 + 医療23コースの実質払込掛金

約 **669**円 (1,328円から約**50**%off)

※64,268円 ÷ 8年 ÷ 12ヵ月

節税 + 運用益により
実質半額でオール
ラウンドの保障
を備えられる

30歳以下の組合員へさらにおススメ！

節税と運用益をふまえた団生C型 + 税適 + 長共の推進例②

23歳男性が、C型(390円) + 医療23コース(938円) + 税制適格年金(月5,000円) + 長共(1口3,000円) に30歳までの8年間加入した場合

- ・ 団生C型 + 税適 + 長共の合計掛金(23~30歳) : 895,488円 . . . ①
- ・ 税適の合計掛金(23~30歳) : 480,000円 . . . ②
- ・ 長共の合計掛金(23~30歳) : 288,000円 . . . ③
- ・ 税適の運用益(積立年数8年) : 10,300円 . . . ④
- ・ 長共の運用益(積立年数8年) : 6,100円 . . . ⑤
- ・ 生命保険料控除の合計額(23~30歳) : 78,704円 . . . ⑥

長共・税適掛金は積立として考える

$$\text{①} - \text{②} - \text{③} - \text{④} - \text{⑤} - \text{⑥} = 32,384 \text{円}$$

1ヵ月あたりの団生C型 + 医療23コースの実質払込掛金

約 **337** 円 (1,328円から約 **75**%off)

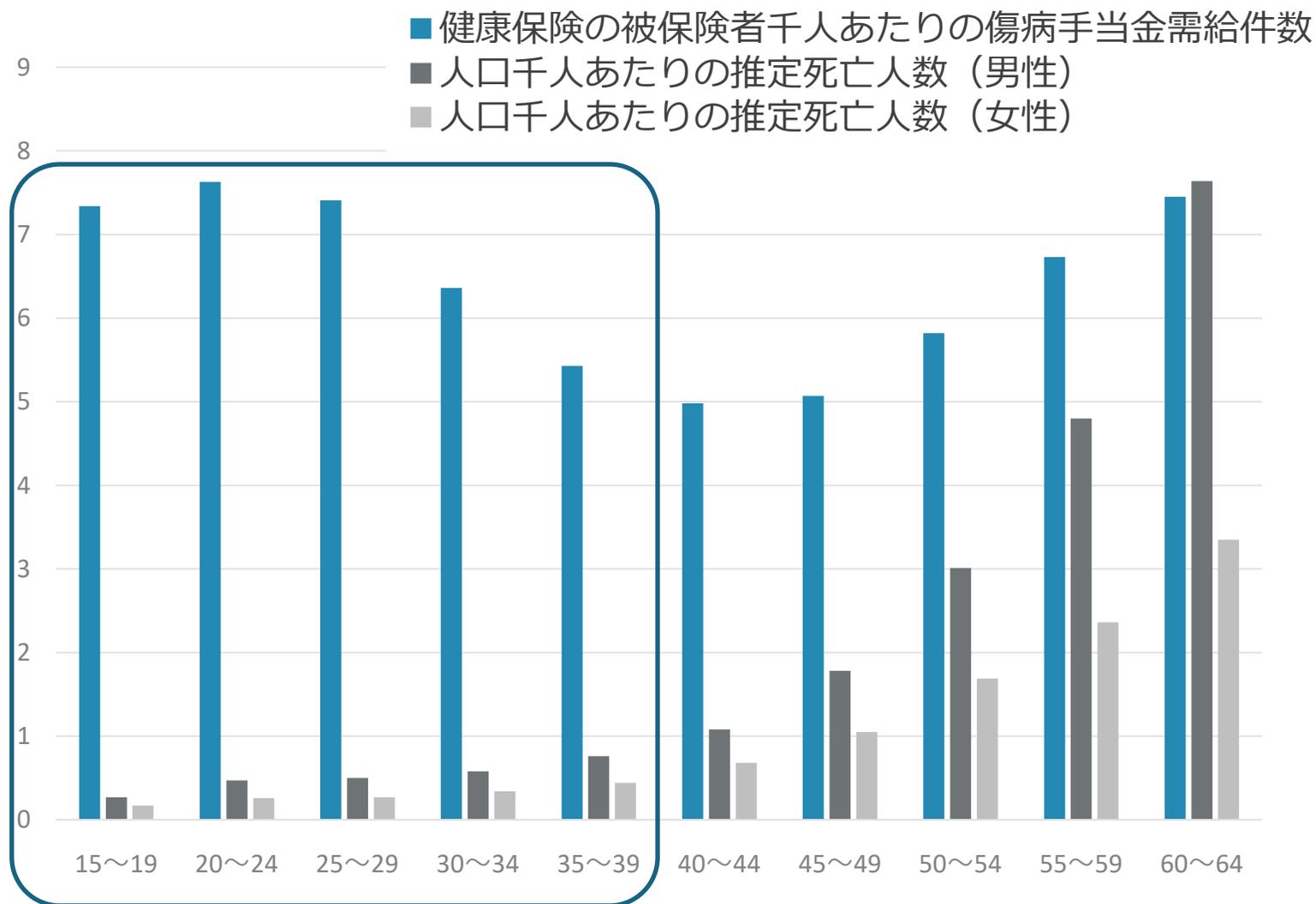
※32,384円 ÷ 8年 ÷ 12ヵ月

スイーツ1つ分で
オールラウンドの
保障を備えられる

若年層だからこそ必要な保障 重度障がいの強み



亡くなる確率と働けなくなる確率



全国健康保険協会「令和3年度 現金給付受給者状況調査」
厚生労働省「令和3年 簡易生命表」よりFPユニオンLaboが作成

若年層（39歳以下）では死亡の確率より
働けなくなる確率が平均**16.8**倍ほど高い

亡くなった場合と働けなくなった場合の違い

		亡くなったとき	働けなくなったとき
支出	生活費	 減少する (亡くなった方の生活費が不要になる)	 変わらず必要
	住宅ローン	 返済がなくなる (基本的には団体信用生命保険に加入するため)	 返済は続くケースが多い (団体信用生命保険の内容次第で返済がなくなる場合あり)
	治療費	 かからない	 かかる (介護やリハビリなどの費用もかかる場合がある)
収入	収入	 途切れる	 減少する/途切れる

重たい障がいを負った場合どうなる！？

保障範囲
が広い

高度障害の支払要件一覧

第1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
	2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
	3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
	4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
	5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
	6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
	7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

- ・一般生命保険（セールスパーソンから加入する保険）
- ・勤め先のグループ保険
- ・保険の代理店から販売される保険
- ・銀行の窓口販売される保険 など

重度障がいの支払要件一覧

第1級	1. 両目が失明したもの
	2. そしゃく及び言語の機能を廃したもの
	3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
	4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
	5. 削除
	6. 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
	7. 両上肢の用を廃したもの
	8. 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
	9. 両下肢の用を全廃したもの
第2級	1. 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの
	2. 両眼の視力が0.02以下になったもの
	2の2. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
	2の3. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
第3級	3. 両上肢を手関節以上で失ったもの
	4. 両下肢を足関節以上で失ったもの
	2. そしゃく又は言語の機能を廃したもの
	3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	

・じちろう団体生命共済

- ・こくみん共済 など

Aさんのケース



Aさん（57歳 女性）

脳の疾患で、障がいが残ってしまい
右半身麻痺に。
車椅子生活になり、働くことが難しくなり
退職。（重度障害の3級に該当）

独身で一人暮らしだったため、
近くに住んでいるお兄さん夫婦と
一緒に住むことになる。

共済金で介護用に家をリフォーム

- ・お風呂を変える
- ・手すりをつける
- ・電動ベッドを置く 等

じろうマイカー共済

- ・ 団体割引30.0%、割安な掛金で可処分所得を増やせる明確な手段
- ・ さらに、失職を防ぐ取り組みをするのは、じちろうマイカー共済だけ！

じちろう団体生命共済

- ・ 団体生命共済は、生命、医療などオールラウンドに備えられる
- ・ 安いといわれるネット系よりもさらに割安な掛金
- ・ 若年層がとくに気にする「働けなくなった時の備え」もカバー
- ・ 民間生保の高度障害より、保障の範囲が広い重度障がい